

平成29年2月1日  
九州管区行政評価局

## サービスエリア等の障がい者用駐車場の増設及び屋根の設置等の促進 — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答 —

九州管区行政評価局（局長：角田（つのだ）祐一）は、次頁の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 石森久広 西南学院大学副学長）に諮り、その意見を踏まえ、平成28年12月6日に、西日本高速道路株式会社九州支社に対し、あっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、平成29年1月13日、西日本高速道路株式会社九州支社から、改善する旨の回答を受領しましたので、公表します。

### あっせんの要旨

- 1 設置数の基準を満たすよう障がい者用駐車場を増設すること。また、恒常的に駐車場の混雑が見込まれる場合、利用実態を踏まえ、障がい者用駐車場の増設を検討すること。
- 2 車両通行帯を横切らねばならず、安全な経路が確保されていない障がい者用駐車場は設置場所を見直すこと。
- 3 障がい者用駐車場に計画的に屋根を設置するとともに、サービスエリア等ごとの障がい者用駐車場の屋根の設置状況についてホームページ等での情報提供を検討すること。

### 回答の要旨

- 1 設置数が基準を満たしていない3サービスエリアについて、障がい者用駐車場を増設（実施済み2か所、実施予定1か所）  
また、設置数が基準を満たしている場合も、利用実態を踏まえ適切な配置を検討
- 2 トイレ等に近接していない障がい者用駐車場は、休憩施設の改築にあわせ順次見直しており、今後も引き続き位置の見直しを検討
- 3 屋根がない障がい者用駐車場は、休憩施設の改築にあわせ設置しており、今後も引き続き屋根の設置を検討。また、屋根の設置状況についてウェブサイトに掲載

※ 本資料については、九州管区行政評価局のホームページに掲載されます。

URL [http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan\\_04.html](http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html)

〔照会先〕

首席行政相談官 恵良（えら）和宏  
電話：092-431-7136

## 行政相談の要旨

私は、家族に身体障がい者（車いす利用者）がおり、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア（以下「サービスエリア等」という。）で休憩をする際は障がい者用駐車場を利用している。障がい者用駐車場の数は限られており、先に駐車している車両があるとやむなく一般向け駐車場に駐車することとなる。一般向けの駐車場は幅が狭く、車いす利用者の乗降は困難であるほか、トイレまでの移動に車両の通行帯を通らねばならず危険なので、店舗が設置され利用者が多いサービスエリア等には、障がい者用駐車場を増設してもらいたい。

また、障がい者用駐車場に、雨よけのための屋根が設置されていないことがあり、雨天時には降車中にずぶ濡れになってしまう。サービスエリア等の障がい者用駐車場には屋根を設置してもらいたい。



## 調査結果の概要

九州管内の48サービスエリア等における障がい者用駐車場の設置状況を確認したところ、次のような状況がみられた。

- 1 障がい者用駐車場の設置数が、西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）の設置基準を満たしていない(3か所)。
- 2 利用者が多いため、障がい者用駐車場に駐車できないケースが生じている。【写真1】
- 3 車両通行帯を横切らねばならず、安全な経路が確保されていない場所に障がい者用駐車場が設置されている(5か所)。【写真2】
- 4 障がい者用駐車場の全部又は一部に屋根が設置されていない(全部4か所、一部22か所)。【写真3】  
また、屋根の設置状況の情報が提供されていない。

写真1



写真2



写真3



## 行政苦情救済推進会議の意見

- 1 混雑している利用実態を踏まえ、障がい者用駐車場を設置すべきである。
- 2 車両通行帯を横切らねばならない障がい者用駐車場は設置場所の見直しが必要である。
- 3 障がい者用駐車場への屋根の設置状況について、情報を提供すべきである。

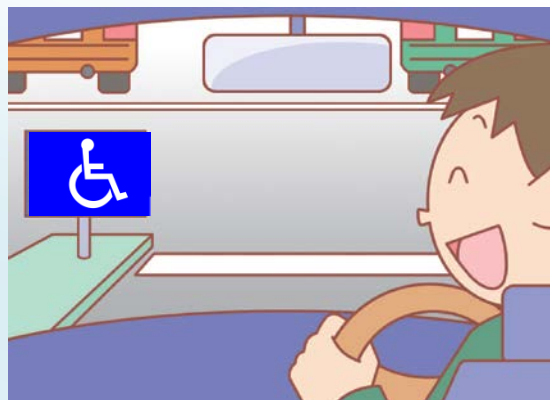
## NEXCO西日本九州支社に対するあっせん

- 1 設置数の基準を満たすよう障がい者用駐車場を増設すること。また、恒常的に駐車場の混雑が見込まれる場合、利用実態を踏まえ、障がい者用駐車場の増設を検討すること。
- 2 車両通行帯を横切らねばならず、安全な経路が確保されていない障がい者用駐車場は設置場所を見直すこと。
- 3 障がい者用駐車場に計画的に屋根を設置するとともに、サービスエリア等ごとの障がい者用駐車場の屋根の設置状況についてホームページ等での情報提供を検討すること。



## NEXCO西日本九州支社の回答

- 1 設置数が基準を満たしていない3サービスエリアのうち、宮原サービスエリア(上下線)は、障がい者用駐車場を増設済み。古賀サービスエリア(上り線)は現在リニューアル工事を進めており、平成29年度中の増設を予定  
また、設置数が基準を満たしている場合も、利用実態を踏まえ障がい者用駐車場を含めた駐車ますの適切な配置を検討
- 2 トイレ等に近接していない障がい者用駐車場は、休憩施設の改築にあわせ順次見直しており、今後も引き続き位置の見直しを検討
- 3 屋根がない障がい者用駐車場は、休憩施設の改築にあわせ設置しており、今後も引き続き屋根の設置を検討  
また、屋根の設置状況についてウェブサイトに掲載



# 行政苦情救済推進会議

## 行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



## 行政苦情救済推進会議のメンバー

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 石森 久広  | (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授 (座長) ) |
| 久留 百合子 | (消費生活アドバイザー)                 |
| 池内 比呂子 | (一般社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)       |
| 浅野 秀樹  | (弁護士)                        |
| 井上 裕之  | (西日本新聞社論説委員長)                |
| 三木 和信  | (福岡行政相談委員協議会会長)              |
| 高木 直人  | (公益財団法人九州経済調査協会理事長)          |